

# 山口県環境政策推進本部設置要綱

## (目的)

第1条 「山口県環境基本計画」の基本目標である「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」の実現をめざし、環境に関連する各種計画との連携、施策の総合調整や進行管理等を適切に行うため、山口県環境政策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境の保全と創造に係る施策の総合的推進及び調整に関すること
- (2) 環境の保全と創造に係る施策の進行管理に関すること
- (3) 山口県庁エコ・オフィス実践プランの進行管理に関すること
- (4) その他環境の保全と創造について必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、副本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。

## (部会)

第6条 推進本部は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会員は、本部長が指名する。
- 4 前条の規定は、部会の会議に準用する。

## (幹事会)

第7条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、環境生活部に属する技術職員の長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 第2項の規定にかかわらず幹事会には、必要に応じて別に本部長が指名する者を加えることができる。
- 6 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事はその職務を代理する。
- 7 幹事会は、本部長の命を受けて推進本部の事務を処理する。
- 8 第5条の規定は、幹事会の会議に準用する。

(分科会)

第8条 幹事会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会は、分科会長及び分科会員をもって組織する。

3 分科会長及び分科会員は、幹事長が指名する。

4 第5条の規定は、分科会の会議に準用する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。ただし、第6条に基づき設置した部会については、別途定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月6日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和4年5月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公営企業管理者
教育長
警察本部長
総務部長
総合企画部長
産業戦略部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
観光スポーツ文化部長
農林水産部長
土木建築部長
会計管理局長
企業局長
副教育長
警察本部警務部長
環境生活部に属する技術職員の長

別表第2（第7条関係）

総務部人事課長
総合企画部政策企画課長
産業戦略部総務調整班長
環境生活部県民生活課長
環境生活部環境政策課長
環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長
環境生活部自然保護課長
健康福祉部厚政課長
商工労働部商政課長
観光スポーツ文化部観光政策課長
農林水産部農林水産政策課長
土木建築部監理課長
会計管理局会計課長
企業局総務課長
教育庁教育政策課長
警察本部警務部警務課長